

- ・ 個別表示の繰り返しになるアレルゲンの省略については、最新の知見を踏まえ、仕組みの一部改善を図る。

との方向性がとりとりまとめられた。

ただし、食品関連事業者以外の販売者についても、アレルゲンを含む食品の表示の対象になる場合もあることから、普及啓発をしっかりと行っていただきたいとの意見が出された。

また、個別表示におけるアレルゲンの繰り返し表示が省略となった経緯の説明を求めるとともに、アレルゲンの最新の知見については、さらなる収集を続けて欲しいとの意見が出された。

表 7-3 アレルゲンの個別表示の見直し案の例

※表示はあくまで例示であり、実際の表示とは異なります。

現行制度の例	赤字: アレルギー表示 青字: 代替表記
<b>①代替表記適用</b> 食用植物油(なたね油、ごま油(ごまを含む))、ゴマ、砂糖、醸造酢、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩、発酵調味料(大豆を含む)、酵母エキス(小麦を含む)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物(大豆を含む)	
<b>②代替表記(拡大表記)・特定加工食品・繰り返し省略適用</b>	赤字: アレルギー表示 青字: 代替表記 緑字: 特定加工食品
食用植物油(なたね油、ごま油)、ゴマ、砂糖、醸造酢、醤油(小麦を含む)、マヨネーズ、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、卵黄、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物	
↓	
見直し案の例	赤字: アレルギー表示 青字: 代替表記
<b>③代替表記(拡大表記)・繰り返し省略適用</b> 食用植物油(なたね油、ごま油)、ゴマ、砂糖、醸造酢、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(卵を含む)、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、卵黄、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物 <small>※醤油の「大豆を含む」→マヨネーズ・たん白加水分解物・発酵調味料・香辛料抽出物の「大豆を含む」を省略、醤油の「小麦を含む」→マヨネーズ・酵母エキスの「小麦を含む」を省略、マヨネーズの「卵を含む」→卵黄の「卵を含む」を省略</small>	
<b>④代替表記(拡大表記)・繰り返し省略+例外適用</b>	赤字: アレルギー表示 青字: 代替表記 紫字: 繰り返し省略の例外
食用植物油(なたね油、ごま油)、ゴマ、砂糖、醸造酢、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆、卵・小麦を含む)、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄、食塩、発酵調味料(大豆を含む)、酵母エキス(小麦を含む)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物(大豆を含む) <small>※マヨネーズの「卵を含む」→卵黄の「卵を含む」を省略            醤油に含まれる小麦と大豆が摂取可能であるとの知見が得られた場合には、マヨネーズ及び酵母エキスの「小麦を含む」、マヨネーズ、たん白加水分解物、発酵調味料及び香辛料抽出物の「大豆を含む」は省略不可とする。</small>	

表7-4 アレルゲンの一括表示の見直し案の例

※表示はあくまで例示であり、実際の表示とは異なります。

**現行制度の例**

一般的な一括表示

赤字:アレルギー表示 緑字:特定加工食品、黄字:代替表記(拡大表記)

食用植物油脂(なたね油、**ごま油**)、**ゴマ**、砂糖、醸造酢、**醤油**、**マヨネーズ**、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、**卵黄**、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物、(原材料の一部に小麦を含む)



**見直し案の例**

【見直し案の例】

青字:アレルゲンを含む食品 赤字:アレルギー表示 黄字:代替表記(拡大表記)

食用植物油脂(なたね油、**ごま油**)、**ゴマ**、砂糖、醸造酢、**醤油**、**マヨネーズ**、調味料(アミノ酸等)、たん白加水分解物、**卵黄**、食塩、発酵調味料、酵母エキス、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、香辛料抽出物、(原材料の一部に小麦、卵・ごま・大豆を含む)

※個別表示の場合、「ごま油」→「ごま」を含んでいるため含む旨を省略可(代替表記の拡大表記)であるが、一括表示の場合は、一括表示としてあらためて「ごま」を表示する。  
(なお、「醤油」、「マヨネーズ」、「卵黄」は、見直し案では特定加工食品及び代替表記の拡大表記から除外)

## 8. 加工食品関係の用語の統一

現行の食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく表示の基準において、それぞれ用語が統一的に使われているとは限らないため、新基準案に統合するにあたり、用語の使い方が異なる点の整理・検討を行った。統一的な規定ぶりとするため、異なる用語について表8の3つのパターンに分けて整理することにした。用語の整理の基本的方針は表8のとおりとする方向性はとりまとめられた。

なお、最終的な新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を整理するとの意見が出された。

表8

●用語の整理の基本的方針		
(ア)	異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合 例:「水産物」「鮮魚介類」	→ 使い分けを含めて検討
(イ)	異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合 例:「食品添加物」「添加物」	→ 用語をどちらかに統一
(ウ)	同じ用語が異なる意味を表している場合 例:「食肉」(JAS法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」よりも広い意味を有する。)	→ 意味をどちらかに統一

## 9．おわりに

本調査会では、上記のとおり検討、整理をおこなったが、以下のとおり課題が残ったので、上部組織である食品表示部会に申し送ることとする。

### (1) 製造所固有記号について<sup>14</sup>

事業者、消費者の意見の結果を踏まえ、製造所固有記号の在り方について、以下の点を中心に「4 - 3 . 製造所固有記号について」で示された製造所固有記号による表示を認める ~ の方向性を含め検討すること。

製造所固有記号の使用は認めないこと。

表示可能面積に制約がある場合にのみ製造所固有記号の使用を認めること。

自社の複数の工場で製造する場合のみ製造所固有記号の使用を認めること。

消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じること。

### (2) 表示のレイアウトについて

栄養表示が義務化されることから、30 cm<sup>2</sup>以上の表示事項の省略規定について検討すること。

---

<sup>14</sup> 製造所固有記号については、様々な議論があり、詳細については、「4 - 3 . 製造所固有記号について」を参照されたい。

## 食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日  
消費者委員会決定  
最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

### （総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

### （部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

### （所掌）

第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 四 その他食品の表示に関すること。

### （調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項、第八条及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

平成25年11月12日  
最終改正 平成25年12月10日

## 食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会 食品表示部会長  
阿久澤 良造

食品表示部会において、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに意見を述べるにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第四条第1項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

### 記

#### I

1. 設置する調査会の名称  
栄養表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、栄養表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

栄養表示に関する調査審議を行うにあたり、対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

#### II

1. 設置する調査会の名称  
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

## 2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、生鮮食品・業務用食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

## 3. 調査会の所掌

(1) 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等

(2) 食品表示基準に関する検討のうち、栄養表示に関する調査会及び加工食品の表示に関する調査会の所掌に属さないもの（添加物のみ販売する場合の表示方法等を含む。）

について検討を行う。

## 4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

# III

## 1. 設置する調査会の名称

加工食品の表示に関する調査会

## 2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、加工食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

## 3. 調査会の所掌

加工食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について検討を行う。

## 4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

附 則

この規定は、平成25年12月10日から施行する。

加工食品の表示に関する調査会 審議経過

■ 第1回 平成25年12月25日（水）

（議題）

- 表示責任を有する者等の整理について
- 食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について

■ 第2回 平成26年1月23日（木）

（議題）

- 表示責任を有する者及び実際に製造等を行う場所の整理について
- JAS法に基づく加工食品における個別品質表示基準の統合について  
（農産加工品、飲料関係）

■ 第3回 平成26年2月28日（金）

（議題）

- 個別品質表示基準の統合等について
- 食品表示基準における販売形態ごとの適用範囲について

■ 第4回 平成26年3月20日（木）

（議題）

- 加工食品における表示基準の統合について（各論）
- 表示レイアウト及び文字の大きさについて

■ 第5回 平成26年4月17日（木）

（議題）

- 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
- 食品表示基準における製造所固有記号制度について

■ 第6回 平成26年5月14日（水）

（議題）

- 加工食品に関する用語の整理について
- 表示レイアウト及び文字の大きさについて

■ 第7回 平成26年6月5日（木）

（議題）

- 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
- 食品表示基準における製造所固有記号制度について

■ 第8回 平成26年6月20日（金）

（議題）

- 加工食品における複合原材料の表示方法について
- 表示レイアウト及び文字の大きさについて
- 食品表示基準における食肉製品と食肉について
- 加工食品の表示に関する調査会のとりまとめについて

食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会 委員名簿

平成26年6月1日現在

座長	宇理須 厚雄	藤田保健衛生大学医学部	客員教授
座長代理	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所	代謝生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城大学	名誉教授
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター	企画調査部次長
	石川 直基		弁護士
	鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会	品質保証本部安全政策推進部長
	栗山 真理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット	「アラジーポット」 専務理事
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会	事務局長（共同代表）
	立石 幸一	J A全農	食品品質・表示管理部長

以上9名